

## 資料 2

日 薬 業 発 第 410 号  
令 和 7 年 2 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 渡 邊 大 記

### 医薬品販売制度に関する自己点検結果について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年9月27日付け日薬業発第234号にてご依頼の標記点検の実施につきましては、会務ご多忙の折ご対応いただき、誠にありがとうございました。

今般、その結果を取りまとめましたのでお知らせいたします（別添）。

本点検は、会員の従事する薬局等において、医薬品販売に関する法令上のルールを自ら点検し、その遵守状況を確認することを目的として取り組んでいただいております。

本年度の結果では、自己点検表を配付した薬局・店舗数が49,303軒、うち回答のあった薬局・店舗数が45,643軒（92.6%）であり、回答のあったうち「該当する全項目について適切に実施していることを確認できた」薬局・店舗数は45,588軒（99.9%）と、前年度に比べ、多くの薬局等において点検の実施ができ、該当する全項目について適切に実施できる状態となっていることが確認できました。

しかしその一方で、点検を実施できていない薬局等や不十分な項目について改善ができていない薬局等も一部見受けられる状況です。

国民の安全・安心な医薬品の使用のためには、医薬品販売制度に則った対応を形骸化させることなく、専門家としての薬剤師の適切な関与と適切な医薬品提供体制が不可欠です。

貴会におかれましては、本点検の趣旨をご賢察いただき、本期間に点検を実施できなかった薬局等を含め、期間に限らず点検を実施いただき、全ての薬局等において法令遵守の徹底に向けて対応していただきたく存じます。併せて、法令を遵守した適切な医薬品の提供並びに地域住民に対して医薬品の適正使用を啓発いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別添） 医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施結果について

（参考） 令和6年度 医薬品販売制度に関する自己点検

## 別添

### 医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施結果について

日本薬剤師会は、会員の従事する薬局・店舗が医薬品販売に関する法令上のルールを自ら点検し、その遵守状況を確認することを目的として、都道府県薬剤師会の協力のもと、医薬品販売制度に関する自己点検を実施した。

#### <実施概要>

- ・ 会員の従事する薬局・店舗を対象として、自己点検表(参考)を配付。
- ・ 本年度の自己点検では、医薬品販売制度における法令の基本的な項目に加えて、厚生労働省「令和5年度医薬品販売制度実態調査」の結果を受けて、改善が必要な項目(濫用のおそれのある医薬品販売時の対応や、資格者による相談・販売対応等)及び一般用検査薬における情報提供の項目を点検表に含めた。
- ・ 各薬局・店舗は、令和6年度自己点検表を用いて全項目について点検し、不十分な項目があれば改善を行った後、都道府県薬剤師会を通じて日本薬剤師会へ報告頂いた。
- ・ 実施期間: 令和6年9月27日(金)から11月29日(金)

#### 1. 自己点検の回収結果の概要

	薬局・店舗数	率(%)
①: 対象薬局・店舗数	<b>49,303</b> (前年度: 48,956)	—
②: 自己点検を実施した旨の報告が得られた薬局・店舗数	<b>45,643</b> (前年度: 41,673)	<b>92.6</b> (前年度: 85.1) (②÷①)
③: ②のうち、該当する全項目について、適切に実施していることを確認できた薬局・店舗数	<b>45,588</b> (前年度: 41,585)	<b>99.9</b> (前年度: 99.8) (③÷②)

※東京都薬剤師会においては、独自の自主点検表を用いて点検を実施した。

## 2. 都道府県薬剤師会毎の結果

は全国平均以下

	都道府県	自己点検表を配付した薬局・店舗数	実施した旨の報告が得られた薬局・店舗数	うち、該当する項目の適切な実施が確認できた数※	実施率	うち、該当する項目の適切な実施が確認できた率※
1	北海道	2,136	1,982	1,982	92.8%	100%
2	青森県	588	540	540	91.8%	100%
3	岩手県	552	519	519	94.0%	100%
4	宮城県	974	881	881	90.5%	100%
5	秋田県	486	469	469	96.5%	100%
6	山形県	558	528	528	94.6%	100%
7	福島県	805	768	765	95.4%	99.6%
8	茨城県	993	953	953	96.0%	100%
9	栃木県	722	621	621	86.0%	100%
10	群馬県	803	698	698	86.9%	100%
11	埼玉県	1,778	1,413	1,413	79.5%	100%
12	千葉県	1,847	1,244	1,234	67.4%	99.2%
13	東京都	4,347	4,290	4,268	98.7%	99.5%
14	神奈川県	1,896	1,743	1,743	91.9%	100%
15	新潟県	1,079	931	931	86.3%	100%
16	富山県	506	500	500	98.8%	100%
17	石川県	469	465	465	99.1%	100%
18	福井県	299	286	286	95.7%	100%
19	山梨県	346	269	269	77.7%	100%
20	長野県	915	860	860	94.0%	100%
21	岐阜県	935	847	847	90.6%	100%
22	静岡県	1,528	1,489	1,489	97.4%	100%
23	愛知県	2,951	2,772	2,772	93.9%	100%
24	三重県	766	762	762	99.5%	100%
25	滋賀県	554	541	541	97.7%	100%
26	京都府	1,029	974	973	94.7%	99.9%
27	大阪府	3,630	3,563	3,563	98.2%	100%
28	兵庫県	2,382	2,124	2,124	89.2%	100%
29	奈良県	451	411	411	91.1%	100%
30	和歌山県	457	403	403	88.2%	100%
31	鳥取県	271	228	228	84.1%	100%
32	島根県	335	311	311	92.8%	100%
33	岡山県	829	829	829	100%	100%
34	広島県	1,471	1,412	1,412	96.0%	100%
35	山口県	757	756	756	99.9%	100%
36	徳島県	374	256	256	68.4%	100%
37	香川県	505	504	504	99.8%	100%
38	愛媛県	623	603	599	96.8%	99.3%
39	高知県	376	361	361	96.0%	100%
40	福岡県	2,426	2,425	2,425	99.96%	100%
41	佐賀県	488	486	485	99.6%	99.8%
42	長崎県	695	676	676	97.3%	100%
43	熊本県	833	789	788	94.7%	99.9%
44	大分県	565	442	433	78.2%	98.0%
45	宮崎県	552	435	435	78.8%	100%
46	鹿児島県	858	809	809	94.3%	100%
47	沖縄県	563	475	471	84.4%	99.2%
計		49,303	45,643	45,588	92.6%	99.9%

※本会の自己点検表では、実施できていない項目は適切に改善してから報告することとしているが、東京都薬剤師会の点検表では、点検時点で実施できていた薬局・店舗の報告数としている。

令和6年度 医薬品販売制度に関する自己点検

【目的】

国民が安全・安心にセルフケア・セルフメディケーションを行えるよう、薬剤師が薬機法に定められた医薬品販売ルールを遵守していることについて点検・確認を行うとともに、適切な取り扱い及び対応を確実なものとするため。

【自己点検 手順】

1. 本自己点検表を用いて、自薬局・店舗の医薬品販売ルールの遵守状況を確認しチェック☑を記入する。
2. 該当するOTC医薬品の備蓄がない場合であっても、遵守すべき体制を理解の上チェック☑を記入する。
3. 不十分な項目があれば改善を図り、適切に実施できる状態に改善した上でチェック☑を記入する。
4. 1.~3.が完了したら、所属の都道府県薬剤師会へ報告する。



令和6年度自己点検表



「○」は必須、「△」は努力義務

No	点検内容				確認欄	
1	名札を着用し、来局者から「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」を容易に判別できる				<input type="checkbox"/>	
2	薬局・店舗内の見やすい場所に「薬局・店舗の管理及び運営に関する事項」及び「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項」等の必要な掲示をしている				<input type="checkbox"/>	
No	要指導	第1類	指定第2類	第2類第3類	点検内容	確認欄
3	○	○	○	○	リスク区分別（要指導、第1～3類）に陳列している	<input type="checkbox"/>
4	○	○	○	○	リスク区分に応じた資格者が販売を行っている（購入者に対して当該資格者の相談・対応がないまま、無資格の従業員がレジ会計を行わない）	<input type="checkbox"/>
5	○	○	-	-	購入者の手の届かないところに陳列している	<input type="checkbox"/>
6	○	-	-	-	薬剤師が購入者に対し、当該医薬品は本人が使用することを確認している	<input type="checkbox"/>
7	○	○	-	-	薬剤師が対面により注1、書面を用いた情報提供及び指導注1をしている	<input type="checkbox"/>
8	○	○	△	△	情報提供及び指導注1の内容を理解したこと、他に質問がないことを確認している（一般用検査薬の販売の場合、使用方法の説明にとどまらず、検査結果の理解や適切な行動選択にかかる丁寧な説明ができています）	<input type="checkbox"/>
9	○	○	△	△	販売記録を作成し、2年間保存している	<input type="checkbox"/>
10	○	○	○	○	需要者から相談があった場合は、必要に応じお薬手帳等を活用し情報提供又は指導注1している	<input type="checkbox"/>
11	-	-	○	-	指定第二類医薬品について、禁忌の確認や専門家への相談を促す掲示・表示等を行い、購入者にその内容が適切に伝わる取り組みを実施している	<input type="checkbox"/>
12	-	○注2	○注2	-	薬局・店舗で販売している「濫用等のおそれのある医薬品」を、すべての販売従事者が把握している（空箱やシール、ポスレジのアラート、取扱いリスト等を活用）	<input type="checkbox"/>
13	○	○注2	○注2	-	1人1包装単位で販売している（1人あたり複数個販売していない）	<input type="checkbox"/>
14	○	○注2	○注2	-	頻回購入の購入者に対して、必要な指導・確認を行っている	<input type="checkbox"/>
15	○	○注2	○注2	-	当該店舗以外での購入状況等を確認し、必要な指導を行っている	<input type="checkbox"/>
16	-	○注2	○注2	-	購入者が若年者の場合、氏名及び年齢を確認している	<input type="checkbox"/>

※ 注1：要指導医薬品のみ適用 注2：「濫用等のおそれのある医薬品」が対象

No	点検内容	確認欄
17	該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した。	<input type="checkbox"/>

薬局・店舗名		管理者名	
TEL・FAX			